

2011年10月5日 全10頁

臨時増税より重い、住民税・手当減少・ 厚生年金

資本市場調査部 制度調査課
是枝 俊悟

臨時増税、子ども手当、厚生年金保険料の引上げ等を考慮した7年分の試算

[要約]

- 政府・与党内で、復興のための臨時増税案が決定された。個人については、主に、所得税額に4%を加算する「所得税付加税」を導入すること（2013年1月から10年間）、住民税の均等割に年間500円加算すること（2014年6月から5年間）などが含まれている。
- また、政府税制調査会は、2011年度税制改正法案に含まれていたが未だ成立していない所得控除等の見直しについても2012年1月から実施し、復興財源に充てるものとしている。
- 本稿では、これらの税制改正のほか、3党合意に基づく子ども手当（児童手当）の見直し、既に法定されている厚生年金保険料の引上げなどを考慮し、夫婦子ども2人のモデル世帯（年収は200万円～2,000万円の7ケースを想定）において、2012年以後7年間の家計の可処分所得がどのように変化するか試算を行った。
- 試算の結果、全てのケースで、付加税の実施は今後の可処分所得の変動の最大の原因ではないことがわかった。付加税も家計の可処分所得を減らす原因となっているが、2013年と2011年を比較すると、可処分所得減少の最大の要因は、年収400～800万円の世帯では、住民税の年少扶養控除廃止による負担増、年収1,000万円～2,000万円の世帯では、新児童手当の所得制限による手当の減少である。
- また、厚生年金は毎年保険料率を引上げられることが法定されており、年収400～1,000万円の世帯においては、所得税の付加税よりも2年分の保険料率引上げの方が影響が大きかった。

制度改正の概要

復興のための臨時増税

- 民主党税制調査会で、復興のための臨時増税案が決定された。
- 個人については、主に、所得税額に4%を加算する「所得税付加税」を導入すること（2013年1月から10年間）、住民税の均等割に年間500円加算すること（2014年6月から5年間）、たばこ税を1本2円引上げること（2012年10月から国分10年間・地方分5年間）などが含まれている。
- また、政府税制調査会は、2011年度税制改正法案に含まれていたが未だ成立していない所得控除等の見直し（給与所得控除に上限設定、成年扶養控除の制限、退職所得課税の強化）などについても2012年1月から実施し、復興財源に充てるものとしている。

大和証券グループ 株式会社大和総研 丸の内オフィス 〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースター

このレポートは投資勧誘を意図して提供するものではありません。このレポートの掲載情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。大和総研の親会社である大和総研ホールディングスと大和証券キャピタル・マーケット(株)及び大和証券(株)は、大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等はご遠慮ください。

○民主党税制調査会の臨時増税案は、以下のようにまとめられる。

図表 1 民主党税制調査会の臨時増税案

	増税案	復興財源への充当額		復興財源への充当期間 (増税期間:基本10年)
		年額	総額	
所得税	税額を4%引上げる(所得税付加税)(注1)	0.6兆円 (注1)	5.5兆円 (注1)	2013年~2022年の10年間 (注1)
	2011年度税制改正に盛り込まれた所得控除等の見直しを実施する(充当額は引上げ分の一部)(注2)	0.14兆円	0.7兆円	2012年度~2016年度の5年間?
法人税	(2011年度税制改正を実施した上で) 法人税額に対して一定割合(10%)の付加税を課す	0.8兆円	2.4兆円	2012年度~2014年度の3年間
たばこ税	たばこ税を1本2円(国分・地方分の計)引上げる	0.29兆円 (注3)	2.18兆円 (注3)	2012年10月~2022年9月の10年間 (注3)
個人住民税	均等割を1人あたり年500円、一律に引上げる	0.05兆円	0.25兆円	2014年6月~2019年5月の5年間
	2011年度税制改正に盛り込まれた所得控除等の見直しを実施する(充当額は引上げ分の一部)(注2)	0.05兆円	0.2兆円	2013年6月~2017年5月の4年間?
総計(復興増税の規模)			11.2兆円 (注1)	—

(注1) 民主党としては、税外収入の2兆円の積み増しにより、復興増税の規模を2兆円減らし、9.2兆円とすることを目標に掲げた模様。復興増税の規模が縮小した場合、所得税付加税の税率引下げまたは期間短縮が行われるものと考えられる。

(注2) 2011年度税制改正に盛り込まれた所得控除等の見直しの実施時期等については、民主党税制調査会における結論が報道されていないが、政府税制調査会の考え方を踏襲したと思われる。

(注3) 増税期間は、国税分10年、地方税分は5年(2017年9月まで)。ただし、民主党内でもたばこ税の増税は「臨時」ではなく恒久化するとの見方も出ている(本文参照)。復興財源への充当額としては、地方税分は販売数量減少分を加味しないが、国税分は加味する。金額は政府税制調査会の国税・地方税の「案2」の金額を単純に足しあげたものである。

(出所) 政府税制調査会資料、各種報道等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

子ども手当・児童手当

○子ども手当については、民主党・自民党・公明党の3党合意により見直しが予定されている。

○各種手当の概要は以下の通りである(なお、「旧児童手当」・「新児童手当」等の名称は筆者が他制度との比較のために便宜的に付けたものであり、正式名称ではない)。

図表 2 子ども手当・児童手当の比較表

	旧児童手当	子ども手当	特別措置の 子ども手当(一部は案)	新児童手当(案)
時期	~2010年3月分まで	2010年4月分~ 2011年9月分	2011年10月分~ 2012年5月分	2012年6月分~
実際の 支給時期	毎年2・6・10月に前月分までの4ヵ月分を支給			
支給対象の児童 (子ども)	小学校卒業まで	中学校卒業まで		
所得制限	所得制限あり (制限世帯には一切支給なし) 所得制限の目安: 年収860万円 (世帯構成により所得制限 ラインは異なる)	所得制限なし		所得制限あり (制限世帯には何らかの措置?) 所得制限の目安: 年収960万円 (世帯構成により所得制限 ラインは異なる?)
1人あたりの 支給額	【所得制限にならない世帯】 3歳未満→月1万円 3歳以上小学校卒業まで →原則月0.5万円 (第3子以降は月1万円) 【所得制限になる世帯】 支給なし	一律月1.3万円	3歳未満→月1.5万円 3歳以上小学校卒業まで →原則月1万円 (第3子以降は月1.5万 円) 中学生→月1万円	【所得制限にならない世帯】 3歳未満→月1.5万円 3歳以上小学校卒業まで →原則月1万円 (第3子以降は月1.5万円) 中学生→月1万円 【所得制限になる世帯】 今後検討
総支給額 (年間換算)	約1兆円	約2.7兆円(注)	約2.5兆円(注)	約2.2~約2.3兆円

(注) 手当の支給を同じ金額で1年間行ったらと仮定した場合(平年度)の総支給額である。

(出所) 法令、3党合意等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○子ども手当の導入に伴い、所得税・住民税の年少扶養控除（16歳未満）の廃止が法定されている。3党合意では、「所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成24年度税制改正までに総合的に検討する」とあるが、特に法改正を行わなければ、住民税の年少扶養控除は2012年6月から廃止される予定である。

図表3 児童手当・子ども手当と年少扶養控除のスケジュール

年 月	2009年			2010年			2011年				2012年			2013年					
	1	5	12	1	3	5	12	1	5	9	10	12	1	5	6	12	1	5	6
児童手当・ 子ども手当	旧児童手当			子ども手当			特別措置の 子ども手当				新児童手当								
所得税の 年少扶養控除	控除あり			控除あり			控除なし				控除なし(注)			控除なし(注)					
住民税の 年少扶養控除	控除あり	控除あり		控除あり		控除あり		控除あり		控除なし(注)			控除なし(注)						

(注)3党合意では、「所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成24年度税制改正までに総合的に検討する」とある。

この表では、所得税・住民税の年少扶養控除の有無については現行法における予定を記載している。

(出所)法令、3党合意などをもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

厚生年金の保険料率引上げ

○厚生年金は、2004年の法改正により毎年0.177%（従業員負担分）ずつ保険料率を引上げていくことが法定されている。現行法では、2017年10月に保険料率は9.15%（従業員負担分、会社負担分も合わせると18.3%）となり、以後一定となる予定である。

○厚生年金の保険料率引上げは毎年10月¹に行われ、2008年10月以後の保険料率は、以下の図表のように定められている。

図表4 厚生年金の保険料率（従業員負担分）

2008年10月～2009年9月	7.675%	2013年10月～2014年9月	8.560%
2009年10月～2010年9月	7.852%	2014年10月～2015年9月	8.737%
2010年10月～2011年9月	8.029%	2015年10月～2016年9月	8.914%
2011年10月～2012年9月	8.206%	2016年10月～2017年9月	9.091%
2012年10月～2013年9月	8.383%	2017年10月～	9.150%

(出所)法令をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

家計の可処分所得の試算

試算の前提

○大和総研資本市場調査部制度調査課では、これらの制度改正が家計の可処分所得にどのような影響を与えるか、試算を行った。

○モデル世帯として、夫婦（ともに40歳以上）のうちいずれかが働き、小学生の子どもが2人いる世帯を設定し、年収400万円～2,000万円の7ケースにおいて2009年から2018年までの10年間について、可処分所得の試算を行った。

¹ 正確には、10月の給与から天引きされる9月分の保険料から保険料率が引上げられている。

○試算の前提は以下の通りである。

[共通]

- ・年が経つことにより年齢が上がる（それによる控除や手当への影響）は考慮しない。
- ・税引き前年収は一定と仮定する（年収の30%を賞与として15%ずつを6月・12月に支給、残り70%を給与として12ヵ月に均等に支給されると仮定した）。
- ・厚生年金、協会けんぽ、雇用保険に加入、40歳以上なので介護保険料も払う。
- ・所得税・住民税の生命保険料控除は一般の生命保険枠について上限まで適用
- ・所得税・住民税の所得控除は、基礎控除、年少扶養控除、配偶者控除、社会保険料控除、生命保険料控除のみ。他の所得控除や税額控除の適用はないものとする。

[所得税]

- ・2011年1月から、年少扶養控除廃止（実施済み）
- ・2012年1月から、給与所得控除の上限が245万円に
- ・2012年1月から、成年扶養控除に制限（今回の試算では影響なし）
- ・2013年1月から、所得税額に+4%の付加税を実施

[住民税]

- ・調整控除は考慮しない。
- ・2012年6月から、年少扶養控除廃止（法定されている）
- ・2013年6月から、給与所得控除の上限が245万円に
- ・2013年6月から、成年扶養控除に制限（今回の試算では影響なし）
- ・2014年6月から、年あたり+500円の均等割付加税を実施

[社会保険料]

- ・法定通りの厚生年金保険料率引上げが行われる（図表4参照）。
- ・2012年度以後の協会けんぽ・介護保険・雇用保険の保険料率は2011年度と同じと仮定した。

[児童手当・子ども手当]（支給額は第2子までの小学生の子ども）

- ・2010年3月までは、旧児童手当（子ども1人あたり月0.5万円、所得制限年収860万円）
- ・2010年4月から、子ども手当（子ども1人あたり月1.3万円、所得制限なし）
- ・2011年10月から、特別措置の子ども手当（子ども1人あたり月1万円、所得制限なし）
- ・2012年6月から、新児童手当（子ども1人あたり月1万円、所得制限年収960万円。所得制限世帯への手当は一切なし）

試算結果～子ども手当関連

○次のページの図表5が、各ケースにおける可処分所得の2011年比の変化の試算結果（差額および変化率）の一覧である。

○全てのケースにおいて、2010年よりも2011年の方が可処分所得が少なく、また、2011年よりも2012年の方が可処分所得が少なくなっている。これは、2010年においては年少扶養控除の廃止に先行して子ど

も手当の給付が開始されたこと、2011年から所得税の年少扶養控除が廃止されたこと、2012年から手当（子ども手当または児童手当）の支給額が減少することおよび（6月から）住民税の年少扶養控除が廃止されることが主な原因である。

図表 5 可処分所得の 2011 年比の変化の試算結果（上段：差額、下段：変化率）

差額(万円)		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
世帯 年収	400万円	-8.87	2.12	0.00	-9.74	-13.29	-13.93	-14.55	-15.15	-15.61	-15.70
	600万円	-3.26	6.03	0.00	-9.91	-14.09	-14.98	-15.83	-16.68	-17.31	-17.43
	800万円	5.69	14.37	0.00	-9.99	-15.15	-16.15	-17.16	-18.14	-18.88	-19.01
	1,000万円	-4.34	11.92	0.00	-24.16	-40.77	-42.00	-43.26	-44.50	-45.40	-45.56
	1,200万円	-1.67	13.34	0.00	-24.10	-42.11	-43.36	-44.60	-45.82	-46.74	-46.89
	1,500万円	6.95	21.88	0.00	-23.80	-44.42	-45.48	-46.52	-47.55	-48.32	-48.42
	2,000万円	9.99	22.46	0.00	-31.88	-60.11	-62.19	-63.24	-64.27	-65.04	-65.15
変化率(%)		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
世帯 年収	400万円	-2.48%	0.59%	0.00%	-2.72%	-3.71%	-3.89%	-4.06%	-4.23%	-4.36%	-4.38%
	600万円	-0.64%	1.19%	0.00%	-1.96%	-2.78%	-2.96%	-3.12%	-3.29%	-3.42%	-3.44%
	800万円	0.89%	2.24%	0.00%	-1.56%	-2.36%	-2.52%	-2.68%	-2.83%	-2.94%	-2.96%
	1,000万円	-0.57%	1.55%	0.00%	-3.15%	-5.31%	-5.47%	-5.64%	-5.80%	-5.92%	-5.94%
	1,200万円	-0.19%	1.49%	0.00%	-2.68%	-4.69%	-4.83%	-4.97%	-5.10%	-5.20%	-5.22%
	1,500万円	0.64%	2.02%	0.00%	-2.20%	-4.11%	-4.20%	-4.30%	-4.39%	-4.47%	-4.48%
	2,000万円	0.73%	1.65%	0.00%	-2.34%	-4.42%	-4.57%	-4.65%	-4.73%	-4.78%	-4.79%

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

- 特に、年収 1,000 万円以上の世帯は、今回の試算では新児童手当は所得制限により全く給付されない（税制上の措置もない）と仮定したため、2011 年比の 2012 年の可処分所得の減少額が大きくなっている。
- なお、2011 年比の 2012 年の可処分所得の減少は、絶対額で見ると高所得の世帯ほど大きくなっているが、比率で見ると年収 400 万円の世帯も高くなっていることも注目すべき点である。年収 400 万円の世帯における 2011 年比の 2012 年の可処分所得の減少率は -2.72% であり、これは今回試算した 7 ケースのうち、「年収 1,000 万円の世帯」に次いで 2 番目に高い率となっている。
- この理由としては、住民税（所得割）が 10% の一定税率であるため、住民税の年少扶養控除の廃止は（非課税世帯を除き）年収によらず同額の負担増となっていることが挙げられる。このため、年収の低い世帯ほど相対的に住民税の年少扶養控除の廃止の影響が大きいこととなる。
- したがって、住民税の年少扶養控除の廃止は既に法定されていることではあるが、2012 年 6 月の廃止時に向けて中低所得層からの批判が強まることや、2012 年 6 月の廃止時に中低所得層の消費行動に影響を与える可能性も考えられる。
- 年収 1,000 万円の世帯においては、それ以上の年収の世帯に比べて、新児童手当の所得制限を受けることの影響が相対的に大きい。
- 年収 1,500 万円・年収 2,000 万円の世帯においては、2011 年時点において、既に 2009 年と比べて可処分所得が減少している。これは、2011 年より所得税の年少扶養控除が廃止されており、所得税が累進税率であるため、2011 年において大きく所得税額が増加したためである。

厚生年金保険料率引上げ

- 2015 年以後においては、現時点では所得税・住民税の法改正は予定されていない。2015 年以後において、今回の試算に織り込んだ改正は厚生年金保険料率の引上げのみである。このため、2015 年から 2016 年にかけての可処分所得の変化は、厚生年金保険料負担の増加（から、その増加分が社会保険料控除され

ることによる所得税額・住民税額の減少)を意味している²。

- 図表5の上段(2011年比の可処分所得の差額)の表における2015年と2016年を比較してみると、2016年の可処分所得は、2015年に比べ、年収400万円の世帯で0.6万円、年収800万円の世帯で0.98万円、年収1,200万円の世帯で1.22万円、年収2,000万円の世帯で1.03万円減少している。
- 2015年比の2016年の可処分所得の減少額が年収1,200万円の世帯よりも年収2,000万円の世帯の方が少ないのは、以下の理由による。
- 厚生年金の保険料の徴収対象は、現行では年間1,044万円(給与62万円×12ヵ月+賞与150万円×2回)が上限となっている。このため、年収1,200万円の世帯も年収2,000万円の世帯も納める厚生年金保険料は同額である。年収1,200万円の世帯よりも年収2,000万円の世帯の方が所得税の適用税率が高い。このため、厚生年金保険料が同額だけ増えると、その分は社会保険料控除として所得控除されるが、このことによる所得税額の減少は年収1,200万円の世帯よりも年収2,000万円の世帯の方が多い。
- ここでは、その他の改正が行われていない2015年と2016年を比較したが、それ以外の年においても、毎年、厚生年金保険料率の引上げは行われており(図表4)、2015年と2016年の差と同程度の効果が生じている。

2013年と2011年の比較～「所得税付加税」の影響

- 震災復興のための臨時増税のうち、個人に直接的に影響を与える「所得税の付加税」は、2013年1月から実施するものとされている。所得税の付加税が開始される2013年と2011年の可処分所得の変化額について、要因分析を行ったものが、以下の図表6である。

図表6 2013年における、2011年比の可処分所得の変化の要因分析(単位:万円)

		所得税の負担増 (付加税以外)	所得税の 付加税	厚生年金の 保険料増加	手当の 減少	住民税の 負担増	その他 (注)	合計
世帯 年収	400万円	0.07	-0.25	-1.41	-5.40	-6.24	-0.06	-13.29
	600万円	0.22	-0.64	-2.12	-5.40	-6.06	-0.09	-14.09
	800万円	0.59	-1.51	-2.83	-5.40	-5.88	-0.12	-15.15
	1,000万円	0.74	-2.72	-3.54	-29.40	-5.70	-0.15	-40.77
	1,200万円	0.90	-4.15	-3.70	-29.40	-5.58	-0.18	-42.11
	1,500万円	1.30	-6.98	-3.70	-29.40	-5.41	-0.23	-44.42
	2,000万円	-6.93	-13.18	-3.70	-29.40	-6.60	-0.30	-60.11

(注)協会けんぽ・介護保険の保険料率の引上げによる影響である。

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課試算

- 所得税の付加税は、年収400万円の世帯で0.25万円、年収800万円の世帯で1.51万円、年収1,200万円の世帯で4.15万円、年収2,000万円の世帯で13.18万円となっている。所得税が累進税率であるため、それに一定率を付加する付加税についても、「付加税」の年収に占める割合は高収入の世帯ほど多くなっている。
- 図表6の通り、所得税の付加税は、2013年と2011年を比較した際の可処分所得の減少の最大の要因とはなっていない。
- 可処分所得の減少の最大の要因は、年収400～800万円の世帯(新児童手当が支給される世帯)においては、住民税の負担増(それに次いで、手当の減少も大きい)、年収1,000～2,000万円の世帯(新児童手当が支給されない世帯)においては、手当の減少となっている。
- 「3党合意」では、2012年度税制改正と合わせて、所得制限世帯への税制上・財政上の措置が検討され

² 2016年から2017年にかけて、2017年から2018年にかけても同様である。

ることとなっている。年収 1,000 万円～2,000 万円の世帯にとっては、所得税付加税の有無よりも、新児童手当の所得制限の方が可処分所得に大きな影響を与えることとなる。

- 図表 6 における「厚生年金の保険料増加」は 2 年分の保険料率引上げの影響である（2 年間で 2 回保険料率が引上げられる。図表 4 参照）。年収 400～1,000 万円の世帯においては、所得税の付加税よりも 2 年分の保険料率引上げの方が影響が大きいといえる。
- なお、図表 6 に記載はないが、2014 年 6 月から 5 年間実施される住民税均等割年 500 円の引上げが家計の可処分所得に与える影響は、所得税付加税と比べても影響が小さい。

まとめ

- 今回試算を行った、年収 400 万円～2,000 万円の全てのケースにおいて、2010 年よりも 2011 年の方が可処分所得が少なく、また、2011 年よりも 2012 年の方が可処分所得が少なくなっていた。これは、子ども手当・児童手当および年少扶養控除の改正の影響である。
- 2011 年比の 2012 年の可処分所得の減少率をみると、7 つのケースのうち最も高いのは「年収 1,000 万円の世帯」であり、2 番目は「年収 400 万円の世帯」である。前者は新児童手当の所得制限を受けることの影響が相対的に大きく、後者は住民税の年少扶養控除廃止の影響が相対的に大きいためである。
- 全てのケースで、付加税の実施は今後の可処分所得の変動の最大の原因ではないことがわかった。
- 臨時増税も家計の可処分所得を減らす原因となっているが、2013 年と 2011 年を比較すると、可処分所得減少の最大の要因は、年収 400～800 万円の世帯では、住民税の年少扶養控除廃止による負担増、年収 1,000 万円～2,000 万円の世帯では、新児童手当の所得制限による手当の減少である。
- 「3 党合意」では、2012 年度税制改正と合わせて、所得制限世帯への税制上・財政上の措置が検討されることとなっている。年収 1,000 万円～2,000 万円の世帯にとっては、所得税付加税の有無よりも、新児童手当の所得制限のあり方の方が可処分所得に大きな影響を与えることとなる。
- また、厚生年金は毎年保険料率を引上げることが法定されており、年収 400～1,000 万円の世帯においては、所得税の付加税よりも 2 年分の保険料率引上げの方が影響が大きかった。

各ケースにおける試算結果

図表 7 可処分所得の変化試算結果（年収 400 万円の世帯）単位：万円

西暦(暦年単位)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
① 税引き前年収	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00
厚生年金保険料	30.93	31.64	32.35	33.05	33.76	34.47	35.18	35.89	36.44	36.60
協会けんぽ保険料	16.40	18.28	18.94	19.00	19.00	19.00	19.00	19.00	19.00	19.00
介護保険料	2.39	2.89	3.02	3.02	3.02	3.02	3.02	3.02	3.02	3.02
雇用保険料	1.74	2.26	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40
② 社会保険料合計	51.46	55.07	56.71	57.47	58.18	58.89	59.60	60.31	60.86	61.02
所得税額(付加税前)	2.88	2.70	6.41	6.38	6.34	6.31	6.27	6.23	6.21	6.20
所得税付加税(4%)					0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
③ 所得税額(付加税後)	2.88	2.70	6.41	6.38	6.59	6.56	6.52	6.48	6.46	6.45
④ 住民税額(均等割を含む)	8.34	8.32	8.09	11.70	14.33	14.29	14.24	14.17	14.10	14.04
旧児童手当(小学生以下月0.5万等)	12.00	3.00								
子ども手当(中学生以下月1.3万)		23.40	23.40							
特別措置子ども手当			6.00	10.00						
新児童手当(中学生以下月1万等)				14.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00
⑤ 手当等の合計	12.00	26.40	29.40	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00
可処分所得(①-②-③-④+⑤)	349.32	360.31	358.19	348.45	344.90	344.26	343.64	343.04	342.58	342.49
2011年比%	-2.48%	0.59%	0.00%	-2.72%	-3.71%	-3.89%	-4.06%	-4.23%	-4.36%	-4.38%

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表 8 可処分所得の変化試算結果（年収 600 万円の世帯）単位：万円

西暦(暦年単位)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
① 税引き前年収	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00
厚生年金保険料	46.40	47.46	48.52	49.58	50.64	51.71	52.77	53.83	54.66	54.90
協会けんぽ保険料	24.60	27.42	28.42	28.50	28.50	28.50	28.50	28.50	28.50	28.50
介護保険料	3.59	4.34	4.52	4.53	4.53	4.53	4.53	4.53	4.53	4.53
雇用保険料	2.61	3.39	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60
② 社会保険料合計	77.20	82.61	85.06	86.21	87.27	88.34	89.40	90.46	91.29	91.53
所得税額(付加税前)	9.59	9.32	16.24	16.13	16.02	15.92	15.81	15.70	15.62	15.60
所得税付加税(4%)					0.64	0.64	0.63	0.63	0.62	0.62
③ 所得税額(付加税後)	9.59	9.32	16.24	16.13	16.66	16.56	16.44	16.33	16.24	16.22
④ 住民税額(暦年化)	21.79	21.76	21.42	24.89	27.48	27.40	27.31	27.21	27.10	27.00
旧児童手当(小学生以下月0.5万等)	12.00	3.00								
子ども手当(中学生以下月1.3万)		23.40	23.40							
特別措置子ども手当			6.00	10.00						
新児童手当(中学生以下月1万等)				14.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00
⑤ 手当等の合計	12.00	26.40	29.40	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00
可処分所得(①-②-③-④+⑤)	503.42	512.71	506.68	496.77	492.59	491.70	490.85	490.00	489.37	489.25
2011年比%	-0.64%	1.19%	0.00%	-1.96%	-2.78%	-2.96%	-3.12%	-3.29%	-3.42%	-3.44%

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表 9 可処分所得の変化試算結果（年収 800 万円の世帯）単位：万円

西暦(暦年単位)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
① 税引き前年収	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00
厚生年金保険料	61.86	63.28	64.69	66.11	67.52	68.94	70.36	71.77	72.88	73.20
協会けんぽ保険料	32.80	36.56	37.89	38.00	38.00	38.00	38.00	38.00	38.00	38.00
介護保険料	4.79	5.78	6.03	6.04	6.04	6.04	6.04	6.04	6.04	6.04
雇用保険料	3.48	4.52	4.80	4.80	4.80	4.80	4.80	4.80	4.80	4.80
② 社会保険料合計	102.93	110.14	113.41	114.95	116.36	117.78	119.20	120.61	121.72	122.04
所得税額(付加税前)	25.26	23.82	38.37	38.06	37.78	37.49	37.21	36.93	36.71	36.64
所得税付加税(4%)					1.51	1.50	1.49	1.48	1.47	1.47
③ 所得税額(付加税後)	25.26	23.82	38.37	38.06	39.29	38.99	38.70	38.41	38.18	38.11
④ 住民税額(暦年化)	36.64	36.59	36.14	39.50	42.02	41.90	41.78	41.64	41.50	41.38
旧児童手当(小学生以下月0.5万等)	12.00	3.00								
子ども手当(中学生以下月1.3万)		23.40	23.40							
特別措置子ども手当			6.00	10.00						
新児童手当(中学生以下月1万等)				14.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00
⑤ 手当等の合計	12.00	26.40	29.40	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00
可処分所得(①-②-③-④+⑤)	647.17	655.85	641.48	631.49	626.33	625.33	624.32	623.34	622.60	622.47
2011年比%	0.89%	2.24%	0.00%	-1.56%	-2.36%	-2.52%	-2.68%	-2.83%	-2.94%	-2.96%

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表 10 可処分所得の変化試算結果（年収 1,000 万円の世帯）単位：万円

西暦(暦年単位)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
① 税引き前年収	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
厚生年金保険料	77.33	79.10	80.87	82.64	84.41	86.18	87.95	89.72	91.10	91.50
協会けんぽ保険料	41.00	45.70	47.36	47.50	47.50	47.50	47.50	47.50	47.50	47.50
介護保険料	5.99	7.23	7.54	7.55	7.55	7.55	7.55	7.55	7.55	7.55
雇用保険料	4.35	5.65	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00
② 社会保険料合計	128.67	137.68	141.77	143.69	145.46	147.23	149.00	150.77	152.15	152.55
所得税額(付加税前)	56.12	54.31	68.70	68.31	67.96	67.60	67.25	66.90	66.62	66.54
所得税付加税(4%)					2.72	2.70	2.69	2.68	2.66	2.66
③ 所得税額(付加税後)	56.12	54.31	68.70	68.31	70.68	70.30	69.94	69.58	69.28	69.20
④ 住民税額(暦年化)	52.08	52.02	51.46	54.69	57.16	57.00	56.85	56.68	56.50	56.34
旧児童手当(小学生以下月0.5万等)										
子ども手当(中学生以下月1.3万)		23.40	23.40							
特別措置子ども手当			6.00	10.00						
新児童手当(中学生以下月1万等)										
⑤ 手当等の合計	0.00	23.40	29.40	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
可処分所得(①-②-③-④+⑤)	763.13	779.39	767.47	743.31	726.70	725.47	724.21	722.97	722.07	721.91
2011年比%	-0.57%	1.55%	0.00%	-3.15%	-5.31%	-5.47%	-5.64%	-5.80%	-5.92%	-5.94%

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表 11 可処分所得の変化試算結果（年収 1,200 万円の世帯）単位：万円

西暦(暦年単位)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
① 税引き前年収	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
厚生年金保険料	80.73	82.58	84.42	86.27	88.12	89.97	91.81	93.66	95.11	95.53
協会けんぽ保険料	49.20	54.84	56.83	57.00	57.00	57.00	57.00	57.00	57.00	57.00
介護保険料	7.18	8.67	9.05	9.06	9.06	9.06	9.06	9.06	9.06	9.06
雇用保険料	5.22	6.78	7.20	7.20	7.20	7.20	7.20	7.20	7.20	7.20
② 社会保険料合計	142.33	152.87	157.50	159.53	161.38	163.23	165.07	166.92	168.37	168.79
所得税額(付加税前)	91.38	89.28	104.65	104.18	103.75	103.33	102.90	102.48	102.14	102.05
所得税付加税(4%)					4.15	4.13	4.12	4.10	4.09	4.08
③ 所得税額(付加税後)	91.38	89.28	104.65	104.18	107.90	107.46	107.02	106.58	106.23	106.13
④ 住民税額(暦年化)	69.71	69.66	69.00	72.14	74.58	74.42	74.26	74.07	73.89	73.72
旧児童手当(小学生以下月0.5万等)										
子ども手当(中学生以下月1.3万)		23.40	23.40							
特別措置子ども手当			6.00	10.00						
新児童手当(中学生以下月1万等)										
⑤ 手当等の合計	0.00	23.40	29.40	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
可処分所得(①-②-③-④+⑤)	896.58	911.59	898.25	874.15	856.14	854.89	853.65	852.43	851.51	851.36
2011年比%	-0.19%	1.49%	0.00%	-2.68%	-4.69%	-4.83%	-4.97%	-5.10%	-5.20%	-5.22%

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表 12 可処分所得の変化試算結果（年収 1,500 万円の世帯）単位：万円

西暦(暦年単位)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
① 税引き前年収	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
厚生年金保険料	80.73	82.58	84.42	86.27	88.12	89.97	91.81	93.66	95.11	95.53
協会けんぽ保険料	61.50	68.55	71.04	71.25	71.25	71.25	71.25	71.25	71.25	71.25
介護保険料	8.98	10.84	11.31	11.33	11.33	11.33	11.33	11.33	11.33	11.33
雇用保険料	6.53	8.48	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00
② 社会保険料合計	157.74	170.45	175.77	177.85	179.70	181.55	183.39	185.24	186.69	187.11
所得税額(付加税前)	156.69	152.49	175.82	175.13	174.52	173.91	173.30	172.69	172.21	172.07
所得税付加税(4%)					6.98	6.96	6.93	6.91	6.89	6.88
③ 所得税額(付加税後)	156.69	152.49	175.82	175.13	181.50	180.87	180.23	179.60	179.10	178.95
④ 住民税額(暦年化)	96.65	96.61	95.84	98.85	101.25	101.09	100.93	100.74	100.56	100.39
旧児童手当(小学生以下月0.5万等)										
子ども手当(中学生以下月1.3万)		23.40	23.40							
特別措置子ども手当			6.00	10.00						
新児童手当(中学生以下月1万等)										
⑤ 手当等の合計	0.00	23.40	29.40	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
可処分所得(①-②-③-④+⑤)	1,088.9	1,103.9	1,082.0	1,058.2	1,037.6	1,036.5	1,035.5	1,034.4	1,033.7	1,033.6
2011年比%	0.64%	2.02%	0.00%	-2.20%	-4.11%	-4.20%	-4.30%	-4.39%	-4.47%	-4.48%

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表 13 可処分所得の変化試算結果（年収 2,000 万円の世帯）単位：万円

西暦(暦年単位)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
① 税引き前年収	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
厚生年金保険料	80.73	82.58	84.42	86.27	88.12	89.97	91.81	93.66	95.11	95.53
協会けんぽ保険料	82.00	91.41	94.72	95.00	95.00	95.00	95.00	95.00	95.00	95.00
介護保険料	11.97	14.46	15.08	15.10	15.10	15.10	15.10	15.10	15.10	15.10
雇用保険料	8.70	11.30	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00
② 社会保険料合計	183.40	199.75	206.22	208.37	210.22	212.07	213.91	215.76	217.21	217.63
所得税額(付加税前)	304.97	299.57	322.52	330.06	329.45	328.84	328.23	327.62	327.14	327.00
所得税付加税(4%)					13.18	13.15	13.13	13.10	13.09	13.08
③ 所得税額(付加税後)	304.97	299.57	322.52	330.06	342.63	341.99	341.36	340.72	340.23	340.08
④ 住民税額(暦年化)	141.54	141.52	140.56	143.35	147.16	148.03	147.87	147.69	147.50	147.34
旧児童手当(小学生以下月0.5万等)										
子ども手当(中学生以下月1.3万)		23.40	23.40							
特別措置子ども手当			6.00	10.00						
新児童手当(中学生以下月1万等)										
⑤ 手当等の合計	0.00	23.40	29.40	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
可処分所得(①-②-③-④+⑤)	1,370.1	1,382.6	1,360.1	1,328.2	1,300.0	1,297.9	1,296.9	1,295.8	1,295.1	1,295.0
2011年比%	0.73%	1.65%	0.00%	-2.34%	-4.42%	-4.57%	-4.65%	-4.73%	-4.78%	-4.79%

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算